

# I 平成 26 年分の年末調整における留意事項等

## 1 復興特別所得税の計算

平成25年1月から復興特別所得税が創設されていますが、年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れている事例がありますので、ご注意ください。

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

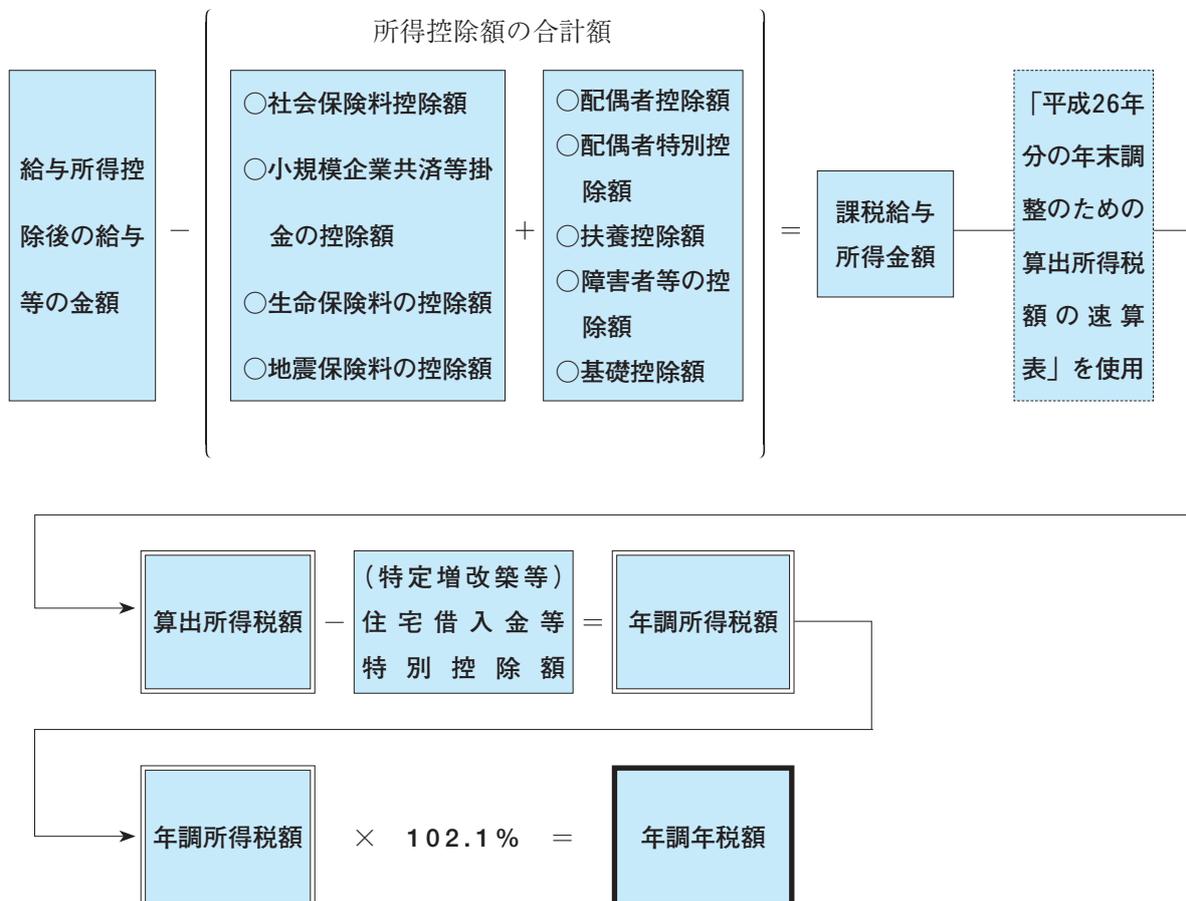
このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

### ○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

### 【年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ】



【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

区	分	金	額	税	額
給料・手当等		①	5,265,000 円	③	97,170 円
賞与等		④	1,570,000	⑥	51,434
計		⑦	6,835,000	⑧	148,604
給与所得控除後の給与等の金額		⑨	4,951,500	配偶者の合計所得金額 ( 円)	
社会保険料等	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩	1,023,601	旧長期損害保険料支払額 ( 19,600 円)	
	申告による社会保険料の控除分	⑪			
控除額	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫		⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 ( ー 円)	
	生命保険料の控除額	⑬	115,000	⑪のうち国民年金保険料等の金額 ( ー 円)	
	地震保険料の控除額	⑭	44,800		
	配偶者特別控除額	⑮			
	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	1,140,000		
	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰	2,323,401		
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	(1,000円未満切捨て) 2,628,000	⑲	165,300
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			⑳	140,000
	年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)			㉑	25,300
	年調年税額(㉑×102.1%)			㉒	(100円未満切捨て) 25,800
	差引(超過額)又は不足額(㉒-⑧)			㉓	122,804
超過額	本年最後の給与から未払給与に係る未		当する金額	㉔	
			当する金額	㉕	

㉑ × 102.1%

○ 注意

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

## 2 昨年と比べて変わった主な点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会（火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会）の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払う掛金について適用されます。

### 〔参考〕平成 27 年分の源泉徴収から適用される主な改正点

平成 27 年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得 4,000 万円超の区分が設けられ、その税率を 45% とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

平成 27 年分の給与の源泉徴収事務について詳しくは、71 ページをご確認ください。

### 〔参考〕平成 27 年分の年末調整から適用される主な改正点

居住者が、要耐震改修住宅<sup>(注)</sup>を取得した場合において、次に掲げる要件その他の所定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

- (1) 要耐震改修住宅の取得の日までに、同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続をしていること
- (2) 要耐震改修住宅を居住の用に供する日（当該取得の日から 6 か月以内の日に限ります。）までに、耐震改修により要耐震改修住宅が耐震基準（地震に対する安全性に係る一定の基準等をいいます。）に適合することとなったことについて一定の証明がされたこと

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用されます。

(注) 「要耐震改修住宅」とは、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準等に適合しない一定のものをいいます。